

**蒲郡市一色不燃物最終処分場変更に係る
生活環境影響調査書**

令和 8 年 2 月

蒲郡市

目 次

第 1 章 事業の概要.....	1
1-1 設置者の名称及び所在地.....	1
1-2 施設の名称.....	1
1-3 施設を設置する場所.....	1
1-4 事業の目的.....	1
1-5 設置する施設の種類.....	1
1-6 施設の概要.....	4
1-7 環境保全計画.....	4
第 2 章 生活環境影響調査項目の選定.....	5
2-1 生活環境影響調査の流れ.....	5
2-2 生活環境影響調査項目の選定.....	6
第 3 章 生活環境影響調査の結果.....	7
3-1 騒音.....	7
3-2 振動.....	20
3-3 水質.....	30
第 4 章 総合的な評価.....	46
4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理.....	46
4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容.....	48
4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容.....	48

第1章 事業の概要

1-1 設置者の名称及び所在地

設置者の名称：蒲郡市

代表者の氏名：蒲郡市 市長 鈴木 寿明

設置者の所在地：愛知県蒲郡市旭町17番1号

1-2 施設の名称

一色不燃物最終処分場

1-3 施設を設置する場所

愛知県蒲郡市一色町下手張ほか地内

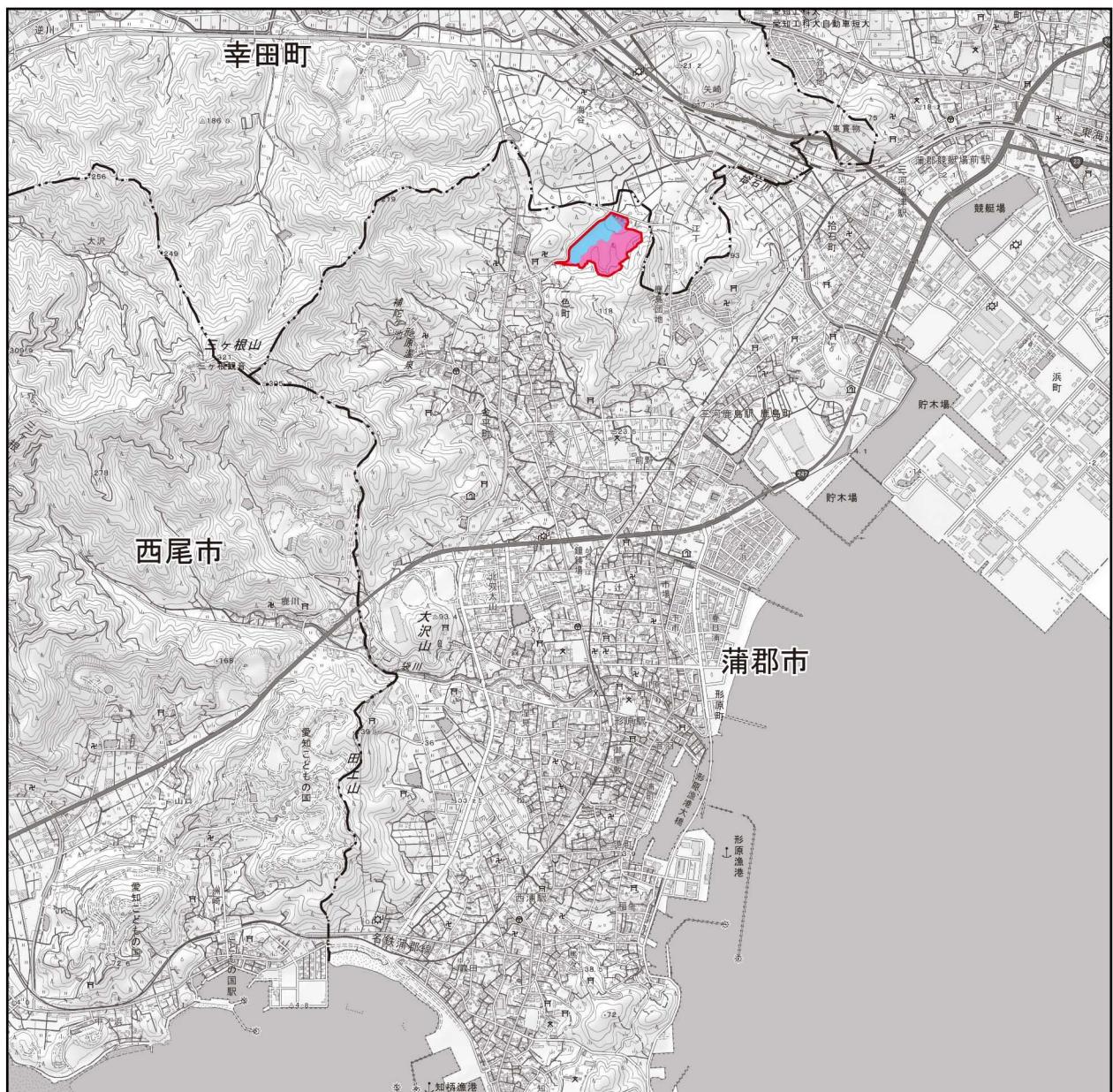
計画施設の位置を図 1-1(1)、(2)に示す。

1-4 事業の目的

一色不燃物最終処分場（以下「既設処分場」という。）では、発生した浸出水を清幸園衛生処理場（以下、「清幸園」という。）で処理しているが、清幸園は令和12年度に廃止が予定されており、既設処分場から発生する浸出水の処理が廃止後困難となる。市が所有する用地も限られているため、本事業では、既設最終処分場の浸出水処理施設等を解体し、既設最終処分場と新最終処分場からの浸出水を処理可能な浸出水処理施設を一体で整備する。

1-5 変更する施設の種類

浸出水処理施設の変更



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界

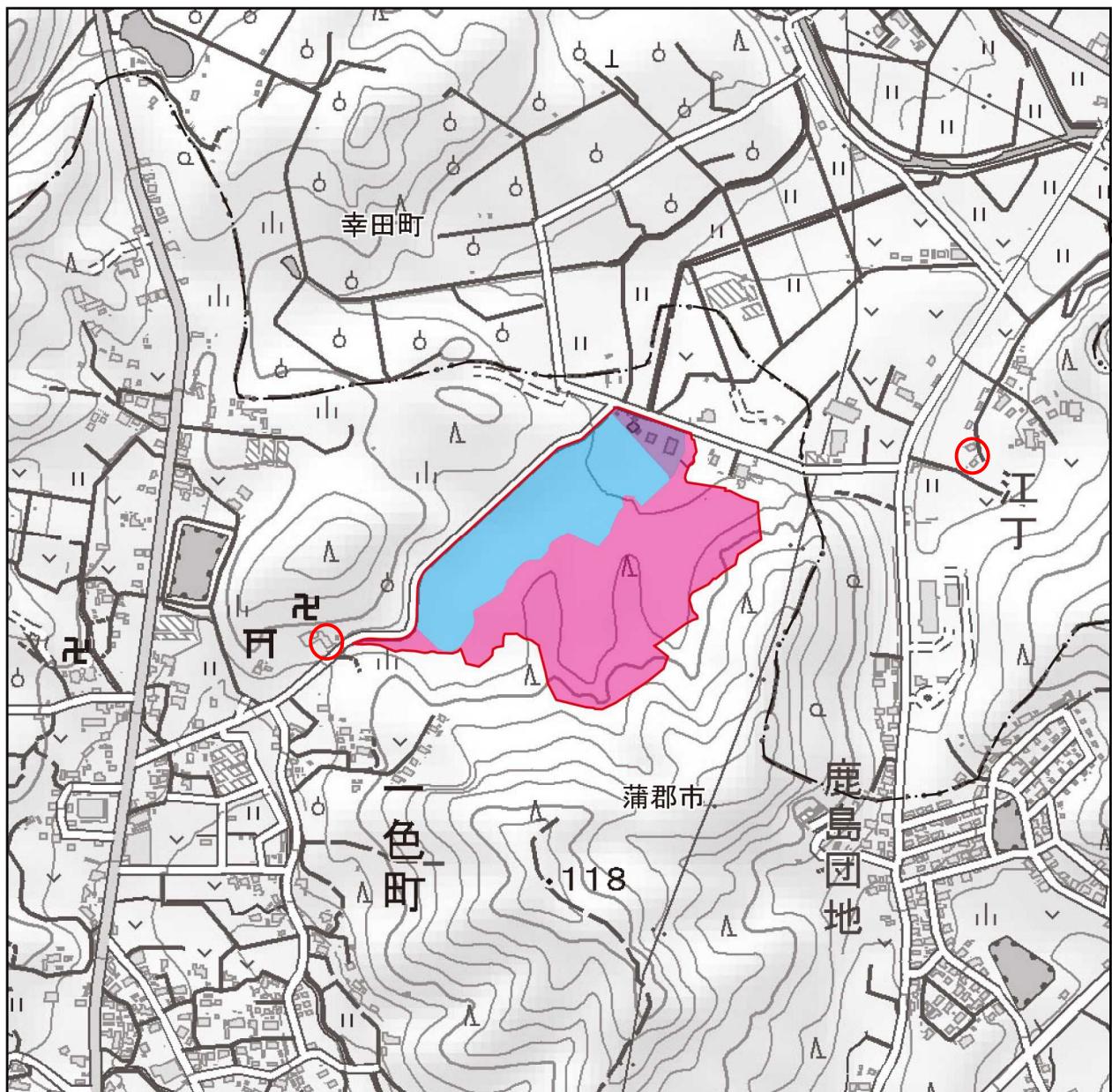


1:35,000

0 350m 700m 1.5km

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 1-1(1) 計画地の位置



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 最寄り住居

※本図の範囲内に、学校、福祉施設、病院等の要配慮施設は存在しない。

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。



1:5,000

0 50 100 200m

図 1-1(2) 計画地の位置（詳細）

1-6 施設の概要

施設計画の概要是表 1-1に示すとおりである。

本事業では、既設最終処分場の浸出水処理施設等を解体し、既設最終処分場と新最終処分場からの浸出水を処理可能な浸出水処理施設を一体で整備する。

表 1-1 施設計画の概要

項目	内容	
既設最終処分場浸出水処理施設 変更計画	処理能力	65 m ³ /日
	放流先	水路（流末は拾石川） 令和 12 年度までは清幸園へ圧送
	浸出水調整槽	調整槽容量は 420m ³ 以上（構造は鉄筋コンクリート造を想定） 詳細は工事受注者による実施設計で決定する。
新最終処分場浸出水処理施設計画	処理能力	45 m ³ /日
	放流先	水路（流末は拾石川）
	浸出水調整槽	容量 5, 200 m ³

1-7 環境保全計画

(1) 騒音、振動対策

低騒音型、低振動型の設備機器を使用する。

(2) 水質汚濁防止対策

浸出水は、浸出水処理施設で処理した後、公共用水域に放流する。

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2-1 生活環境影響調査の流れ

本事業では、一般廃棄物最終処分場の変更であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）に基づく、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（以下、指針という。）に規定される調査項目及び手法等により生活環境影響調査を実施する。

生活環境影響調査の流れを図 2-1に示す。

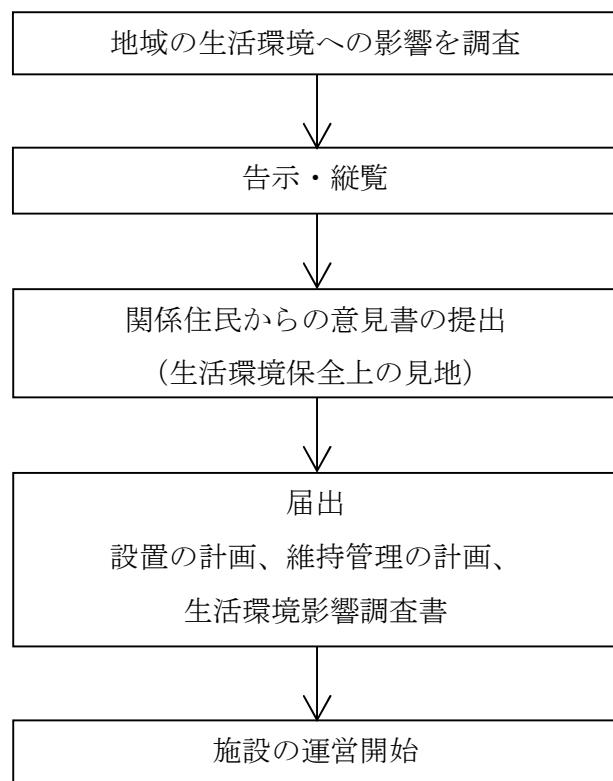


図 2-1 生活環境影響調査の流れ

2-2 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目は、指針に基づいて、生活環境影響要因ごとに表 2-1に示すとおり選定した。

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因	浸出水処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出水処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	粉じん						
		二酸化窒素 (NO_2)						
		浮遊粒子状物質 (SPM)						
	騒音	騒音レベル			○			
	振動	振動レベル			○			
	悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数（臭気濃度）						
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	○					
		化学的酸素要求量(COD)	○					
		全りん (T-P)、全窒素 (T-N)	○					
		ダイオキシン類 (DXN)	○					
		浮遊物質量 (SS)	○					
		その他必要な項目	○					
	地下水	地下水の流れ						

凡例

○：選定項目

(1) 大気質

浸出水処理施設の変更であり、大気質への影響はないため、生活環境影響調査項目として選定しない。

(2) 騒音・振動

施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う騒音・振動により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

(3) 悪臭

浸出水処理施設の変更であり、悪臭による周辺地域の生活環境への影響はないため、生活環境影響調査項目として選定しない。

(4) 水質

浸出水処理設備からの処理水の放流により、公共用水域への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

(5) 地下水

浸出水処理施設の変更であり、地下水の流動状況への影響はないため、生活環境影響調査項目として選定しない。

第3章 生活環境影響調査の結果

3-1 騒音

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-1-1に示すとおりである。

表 3-1-1 現況把握項目

分類	現況把握項目
騒音の状況	環境騒音（騒音レベル）
その他	土地利用、人家等、主要な発生源、関係法令等

2) 現況把握方法

ア 騒音の状況

騒音の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地内の地点として表 3-1-2 及び図 3-1-1 に示す地点とした。

表 3-1-2 騒音調査地点

地点名		調査項目
地点A	計画地敷地境界付近(北側)	環境騒音
地点B	計画地敷地境界付近(東側)	環境騒音
地点C	計画地敷地境界付近(南側)	環境騒音
地点D	最寄り住居付近	環境騒音
地点E	計画地敷地境界付近(西側)	環境騒音

(イ) 調査時期

調査時期は、表 3-1-3 に示すとおりとした。

表 3-1-3 調査時期

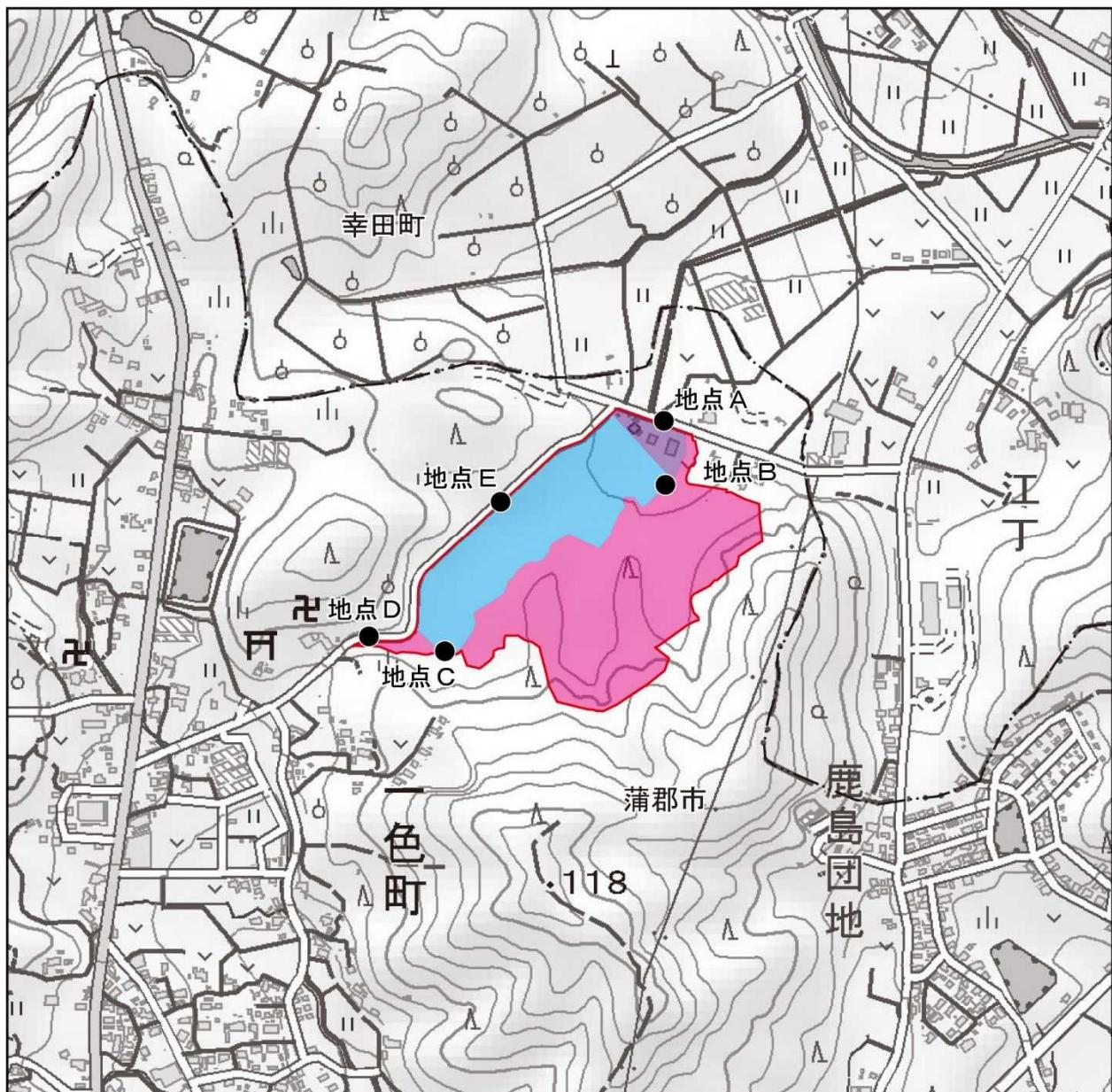
調査項目	調査時期
環境騒音	令和7年5月15日（木）12時～5月16日（金）12時

(ウ) 調査方法

調査方法は、表 3-1-4 に示すとおりとした。

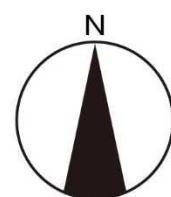
表 3-1-4 測定方法

調査項目	測定方法
騒音レベル	計量法第71条の条件に合格した「普通騒音計」を使用してJIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定する。マイクロホンを地上高1.2mに設置し、騒音計の周波数重み特性をA特性に、時間重み特性をF(FAST)に設定して連続測定する。



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 環境騒音・振動調査地点



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-1 騒音量調査地点

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、都市計画図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 騒音の状況

環境騒音の調査結果は、表 3-1-5(1)、(2)に示すとおりである。調査地点の等価騒音レベル (L_{Aeq}) をみると、昼間で 44~52 デシベル、夜間で 42~47 デシベルとなっていた。時間率騒音レベル (L_{A5}) については、朝で 31~56 デシベル、昼間で 31~54 デシベル、夕で 34~55 デシベル、夜間で 31~50 デシベルとなっていた。

表 3-1-5(1) 環境騒音調査結果（等価騒音レベル (L_{Aeq})）

単位：デシベル

調査地点	等価騒音レベル (L_{Aeq})		環境基準 (類型B)
	昼 間 (6~22 時)	夜 間 (22~6 時)	
地点A	52	46	
地点B	46	42	
地点C	49	47	
地点D	44	42	昼間：55 夜間：45
地点E	46	46	

注1) L_{Aeq} の時間区分は環境基準の区分とした。

注2) 計画地の地域類型は、類型Bが適用される。

注3) □は、環境基準を超過していることを示す。

表 3-1-5(2) 環境騒音調査結果（時間率騒音レベル（ L_{A5} ））

単位：デシベル

調査地点	項目	時間率騒音レベル			
		平日			
		朝 (6~8時)	昼間 (8~19時)	夕 (19~22時)	夜間 (22~6時)
地点A	L_{A5}	45	54	55	49
	L_{A50}	38	41	49	44
	L_{A95}	34	35	42	40
地点B	L_{A5}	51	51	49	45
	L_{A50}	37	37	44	38
	L_{A95}	31	31	37	34
地点C	L_{A5}	56	53	52	50
	L_{A50}	44	40	47	44
	L_{A95}	38	33	44	38
地点D	L_{A5}	50	49	47	44
	L_{A50}	39	39	41	37
	L_{A95}	33	34	34	31
地点E	L_{A5}	54	49	54	50
	L_{A50}	40	39	48	42
	L_{A95}	34	33	40	35

注) L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} の時間区分は騒音規制法の特定工場に係る規制基準の区分とした。

イ その他

(ア) 土地利用

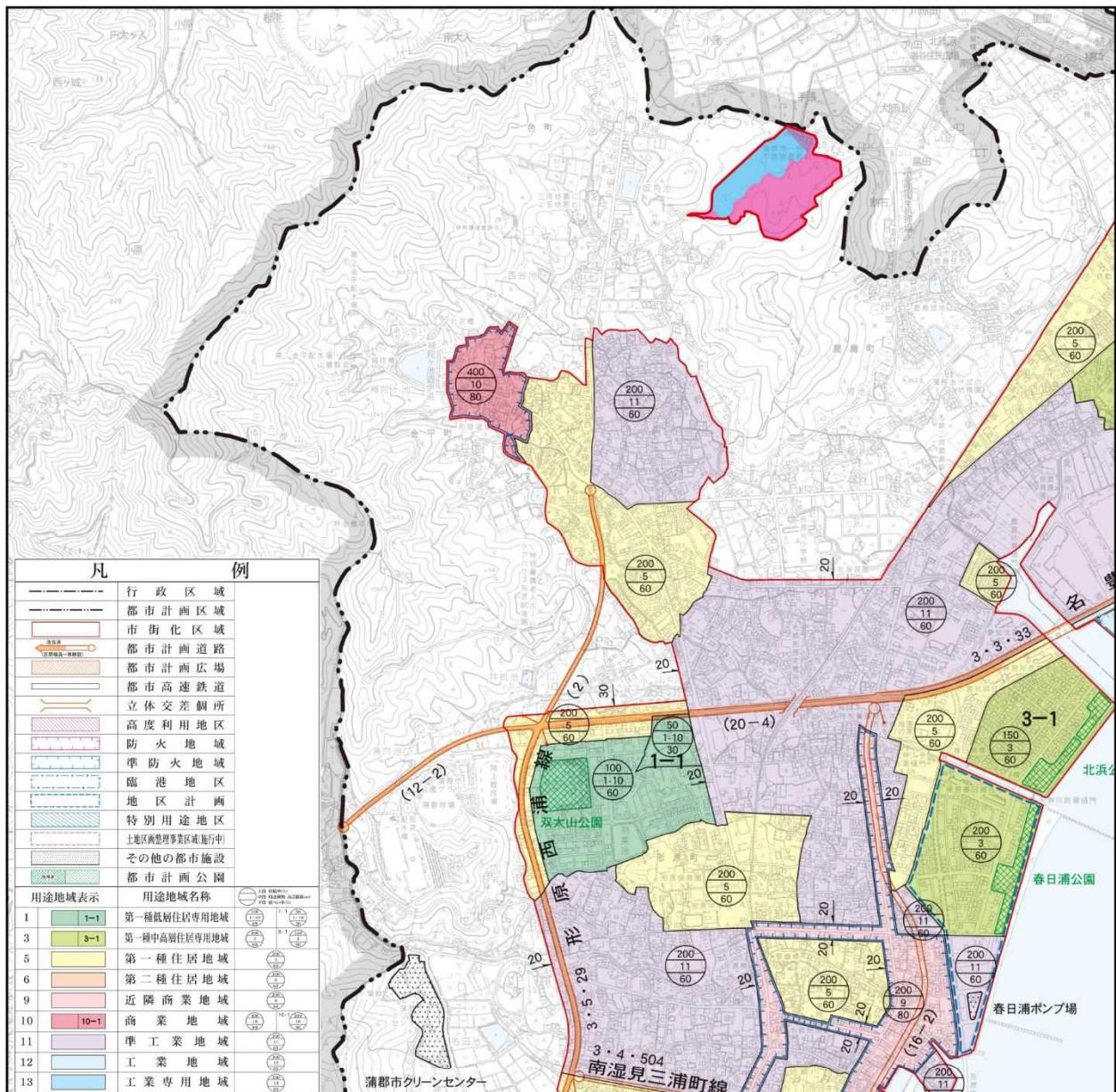
計画地の北西側は拾石川が流れしており、西側は深溝西浦線が南北に走っている。計画地の東側及び深溝西浦線沿いには数軒住宅が存在するものの、計画地周辺のほとんどは森林である。そのほか、計画地周辺には田や畑などが点在している。また、計画地周辺の用途地域は、図 3-1-2 に示すとおりである。計画地は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっている。計画地周辺では計画地南西側約 400m の地域が準工業地域に指定されている。

(イ) 人家等

計画地周辺の最寄り住居は西側約 50m 程度に存在している。また、計画地周辺には小さな集落は点在しているものの、居住者は少ない地域となっている。

(ウ) 主要な発生源

計画地周辺地域の騒音に係る主要な発生源としては、工場などの施設ではなく、深溝西浦線等を通行する道路交通があげられる。



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界



1:20,000

0 200m 400m 800m

出典：蒲郡市都市計画総括図（蒲郡市）

図 3-1-2 用途地域図

(エ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-1-6(1)～(3)に示すとおり定められている。

計画地は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっているため、地域の類型Bの基準が適用される。

表 3-1-6(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 蒲郡市 AA：特に静穏を要する地域。蒲郡市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

「愛知県告示261号」（平成11年3月）

表 3-1-6(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-1-6(3)の基準による。

※地域の区分は表 3-1-6(1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

表 3-1-6(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示64号）

b. 規制基準

「騒音規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場等に係る規制基準は、表 3-1-7 に示すとおりである。計画地は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）の基準値が適用される。

表 3-1-7 工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時、 19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種低層住居専用地域		45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種中高層住居専用地域				
田園住居地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
準工業地域				
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）		60デシベル	55デシベル	50デシベル
工業地域		70デシベル	65デシベル	60デシベル
工業専用地域		75デシベル	75デシベル	70デシベル
都市計画区域以外の地域		60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考1 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月）

(2) 予測

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働による影響

ア 予測項目

予測項目は、施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う騒音の程度（騒音レベル）とした。

イ 予測地域及び地点

予測地域は、計画地の周辺とした。また、予測地点は、敷地境界の最大となる地点とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、施設（浸出水処理設備）稼働が定常となる時期とした。

エ 予測方法

（ア） 予測手順

予測手順は、図 3-1-3 に示すとおりである。音の伝搬理論式により予測した。

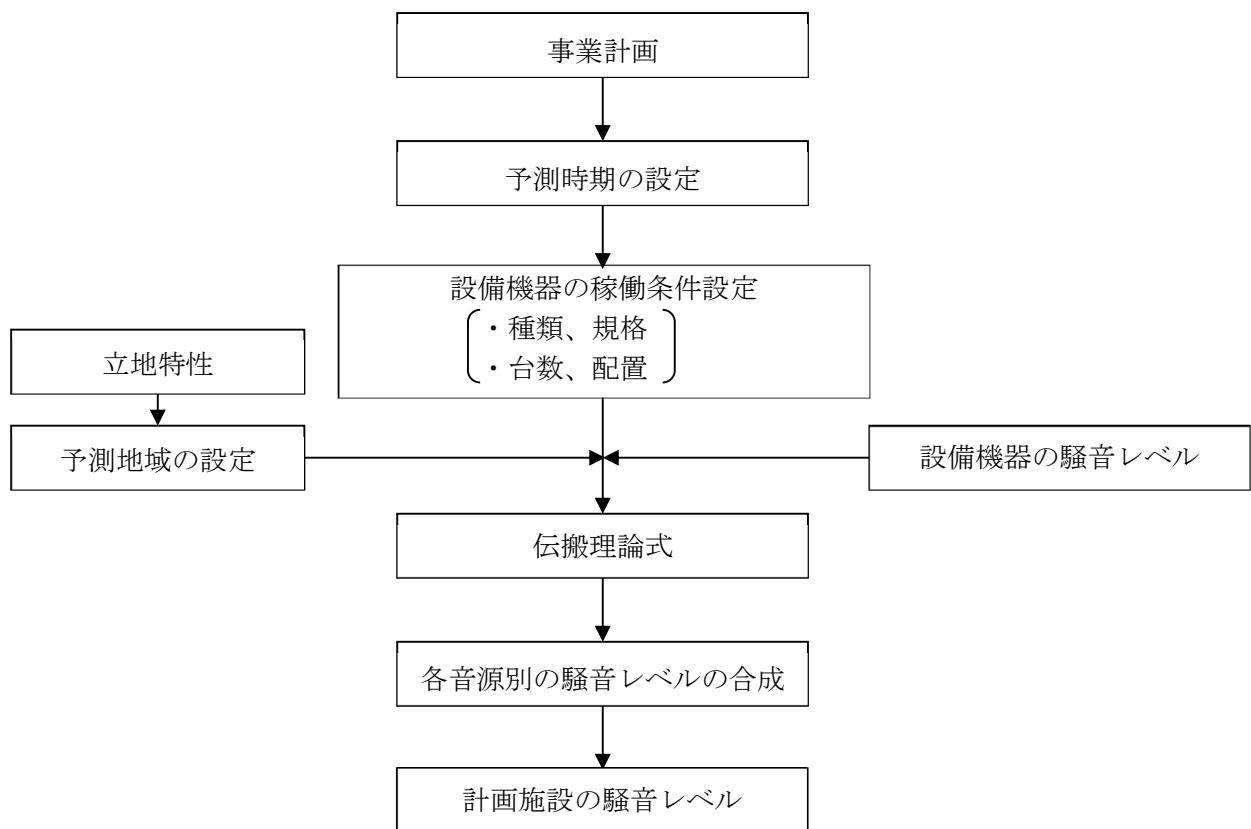


図 3-1-3 施設(浸出水処理設備)の稼働による騒音の予測手順

(イ) 予測式

予測地点における騒音レベルは、次式により算出した。

$$L_{ri} = L_w - 8 - 20 \log_{10} r - TL$$

[記号]

- L_{ri} : 個別騒音源による予測地点での騒音レベル（デシベル）
 L_w : 個別騒音源のパワーレベル（デシベル）
 r : 音源から予測地点までの距離（m）
 TL : 壁の透過損失（デシベル）

また、騒音源のパワーレベルは次式により算出した。

$$L_w = L_{pA} + 8 + 20 \log_{10} r_1$$

[記号]

- L_w : 騒音源のパワーレベル（デシベル）
 L_{pA} : 騒音源の騒音レベル（デシベル）
 r_1 : 騒音源から測定地点までの距離（m）

さらに、各騒音源から到達する騒音レベルを次式により合成し、予測値を算出した。

$$L = 10 \log_{10} \left[\sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_{ri}}{10}} \right]$$

[記号]

- L : 予測地点の合成騒音レベル（デシベル）
 L_{ri} : 個別音源による予測地点での騒音レベル（デシベル）
 n : 音源の個数

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

予測時間帯は、浸出水処理設備の機器の稼働する時間帯を考慮し、騒音に係る規制基準の昼間の時間区分（8時～19時）及び朝、夕、夜間（6時～8時、19時～22時、22時～翌6時）とした。

b. 設備機器の音源条件

設備機器の音源条件と配置は、表 3-1-8 及び図 3-1-4、図 3-1-5 に示すとおりである。

表 3-1-8 設備機器の音源条件

機器の種類	稼働台数(台)	騒音レベル ^{注)} (デシベル)	備考
プロア	10	78	24時間稼働
脱水機	1	79	昼間稼働
コンプレッサー	2	89	24時間稼働

注) 騒音レベルは機側 1 m の値である。

c. 壁等の条件

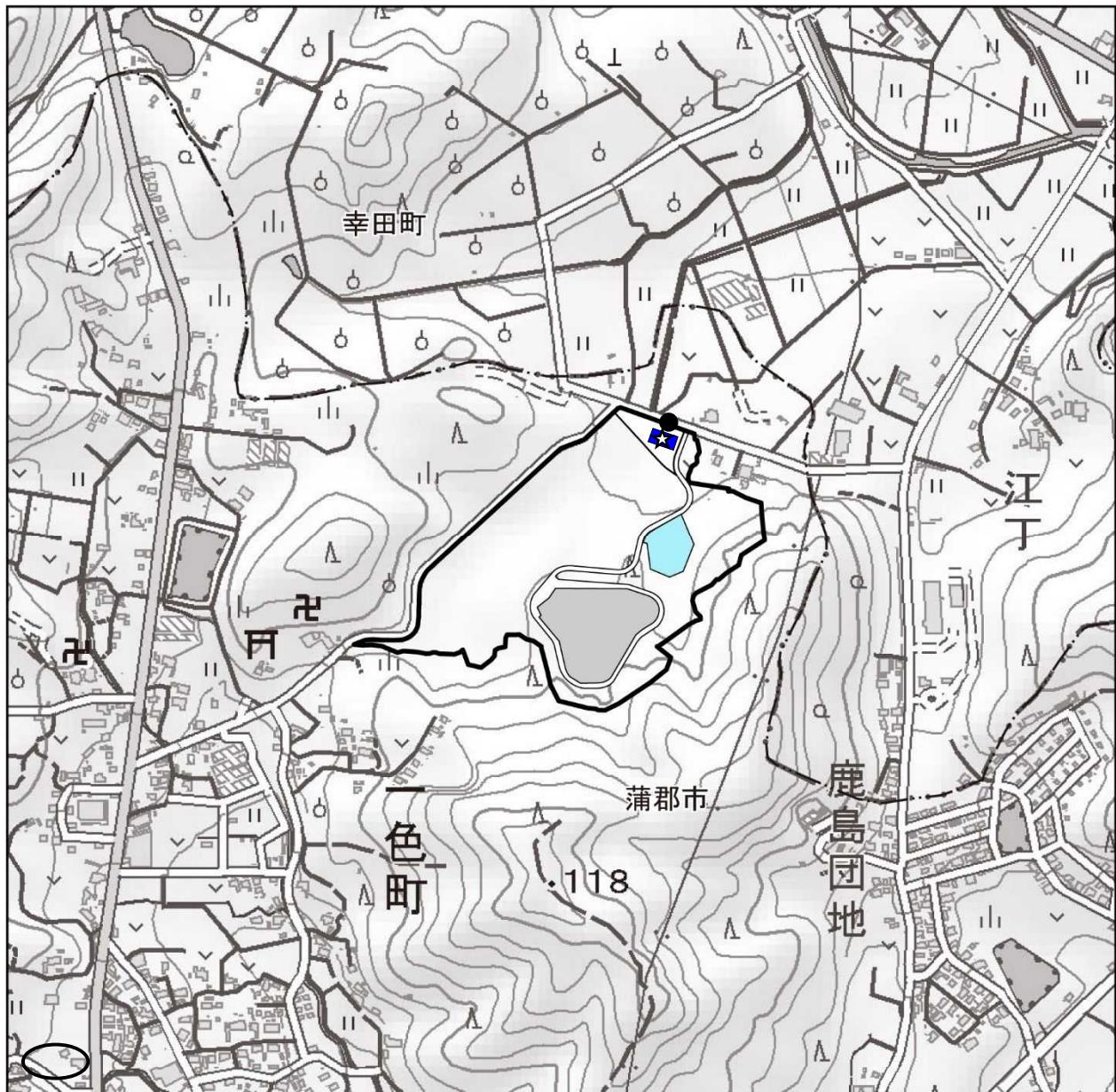
浸出水処理設備の建屋の外壁は ALC (100mm)、内壁は石膏ボード (12mm) による構造を基本とした。透過損失は ALC が 29 デシベル、石膏ボードが 22 デシベルと設定した。

d. 音源と予測地点の距離

音源と予測地点の距離は、表 3-1-9 に示すとおりである。

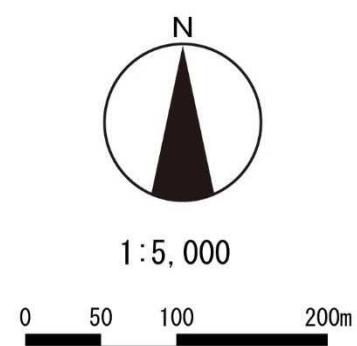
表 3-1-9 音源と予測地点の距離

機器の種類	予測地点との距離 (m)
プロア	21
脱水機	7
コンプレッサー	21



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋立地
- 防災調整池
- 浸出水処理施設
- プロア（10台）、脱水機（1台）、コンプレッサー（2台）
- 予測地点



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-1-4 騒音源の配置図

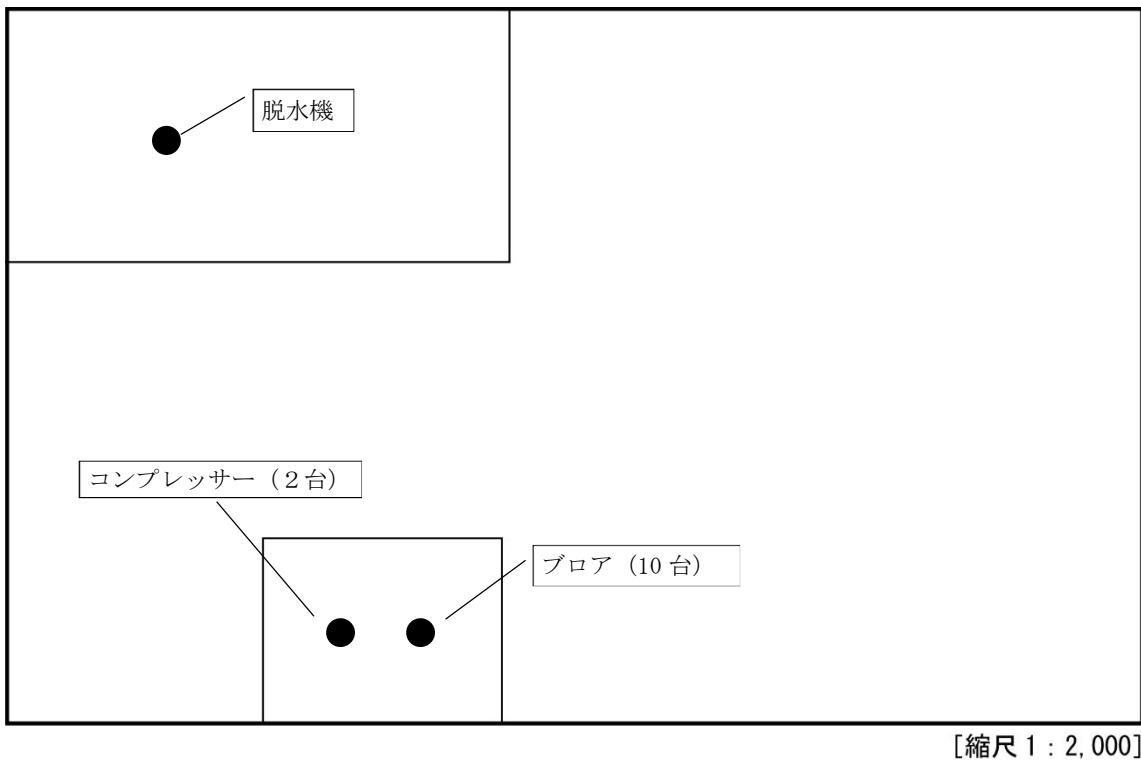


図 3-1-5 浸出水処理施設の騒音源の配置図

才 予測結果

施設(浸出水処理設備)の稼働による騒音の予測結果は、表 3-1-10 に示すとおりである。

予測結果は、昼間は地点 1 で 56 デシベル、地点 2 で 33 デシベル、夜間は地点 1 で 20 デシベル、地点 2 で 16 デシベルである。したがって、昼間及び朝、昼、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。

表 3-1-10 施設(浸出水処理設備)の稼働による騒音の予測結果

単位：デシベル

	昼間	朝、夕、夜間	規制基準
予測結果	33	16	昼 間：60 朝・夕：55 夜 間：50

注) 時間区分は次のとおり。

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで、朝：午前 6 時から午前 8 時まで、
夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

(3) 影響の分析

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した表 3-1-11 に示す規制基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表 3-1-11 騒音に係る環境保全目標

項目	環境保全目標	設定根拠
騒音レベル	都市計画区域で用途地域の定められていない地域 昼間60デシベル以下、朝・夕55デシベル 以下、夜間50デシベル以下	騒音規制法に基づく「特定工場等に係る騒音規制基準」 県民の生活環境の保全等に関する条例

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用し、屋内に設置する。

以上のことから、事業者による実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果は、昼間は 33 デシベル、夜間は 16 デシベルである。昼間及び朝、夕、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、環境保全目標を下回るものと予測する。

以上より、環境保全目標との整合が図られているものと評価する。

3-2 振動

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-2-1に示すとおりである。

表 3-2-1 現況把握項目

分類	現況把握項目
振動の状況	環境振動（振動レベル）
その他	土地利用、地盤の状況、人家等、主要な発生源、関係法令等

2) 現況把握方法

ア 振動の状況

振動の状況は、現地調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地内の地点として、表 3-2-2 及び図 3-2-1(1)に示す地点とした。

表 3-2-2 振動調査地点

地点名		調査項目
地点A	計画地敷地境界付近(北側)	環境振動
地点B	計画地敷地境界付近(東側)	環境振動
地点C	計画地敷地境界付近(南側)	環境振動
地点D	最寄り住居付近	環境振動
地点E	計画地敷地境界付近(西側)	環境振動

(イ) 調査時期

調査時期は、表 3-2-3 に示すとおりとした。

表 3-2-3 調査時期

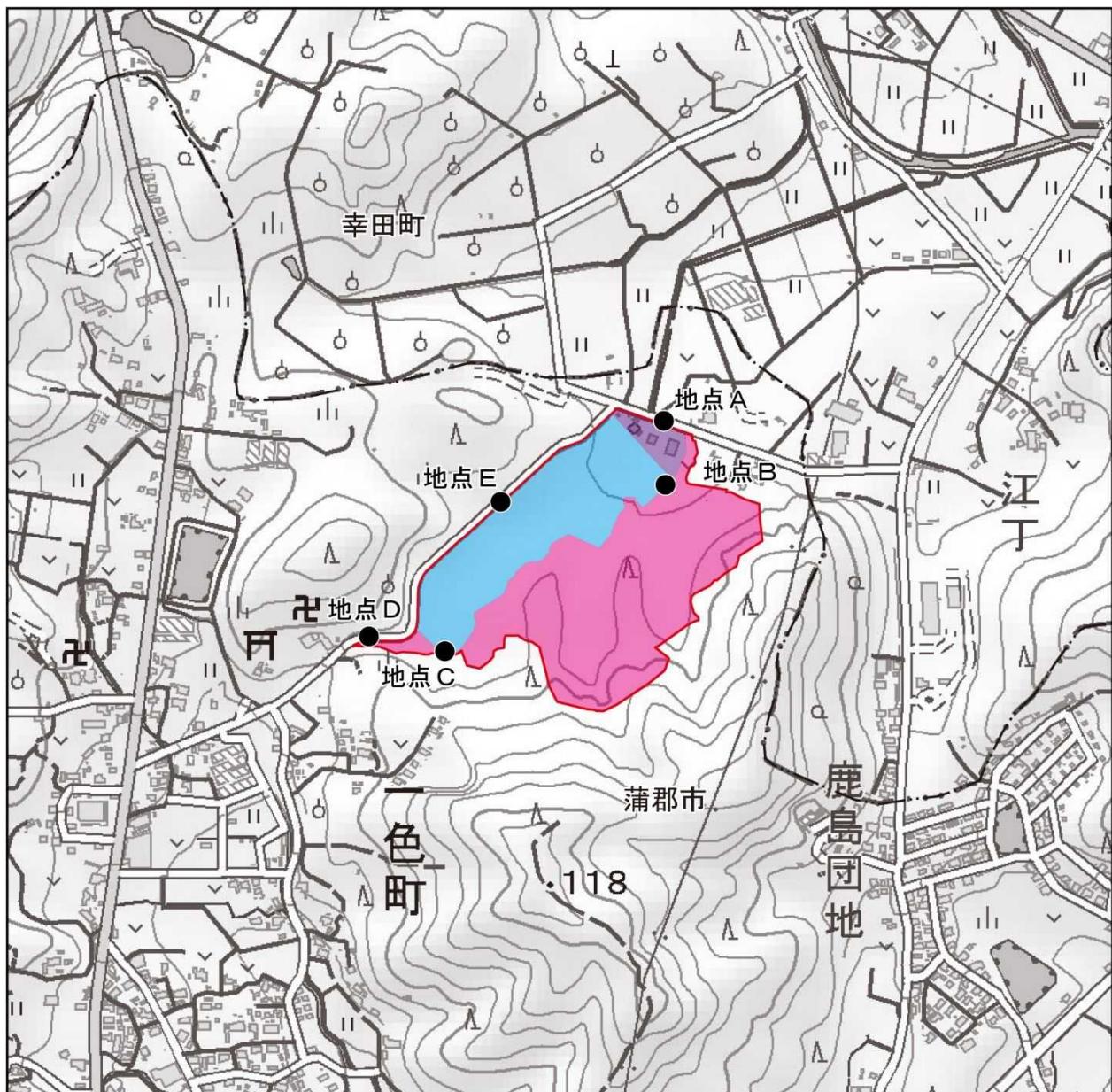
調査項目	調査時期
環境振動	令和7年5月15日（木）12時～5月16日（金）12時

(ウ) 調査方法

調査方法は、表 3-2-4 に示すとおりとした。

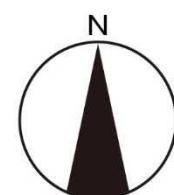
表 3-2-4 測定方法

調査項目	測定方法
振動レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠し測定する。ピックアップを固い地表面に設置し、振動レベル計の振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、Z（鉛直）方向について連続測定する。



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- - - 市町界
- 環境騒音・振動調査地点



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-1 振動調査地点

イ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

地形図、都市計画図、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 振動の状況

環境振動の調査結果は、表 3-2-5 に示すとおりである。地点A～Eにおいて、昼間は 10 ～24 デシベル、夜間は 9 ～13 デシベルであり、人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値 55 デシベル）を下回っていた。

表 3-2-5 環境振動調査結果（時間率振動レベル (L_{10})）

単位：デシベル

調査地点	時間率振動レベル (L_{10})	
	昼 間 (7～20 時)	夜 間 (20～7 時)
地点A	24	13
地点B	15	11
地点C	12	9
地点D	10	9
地点E	11	9

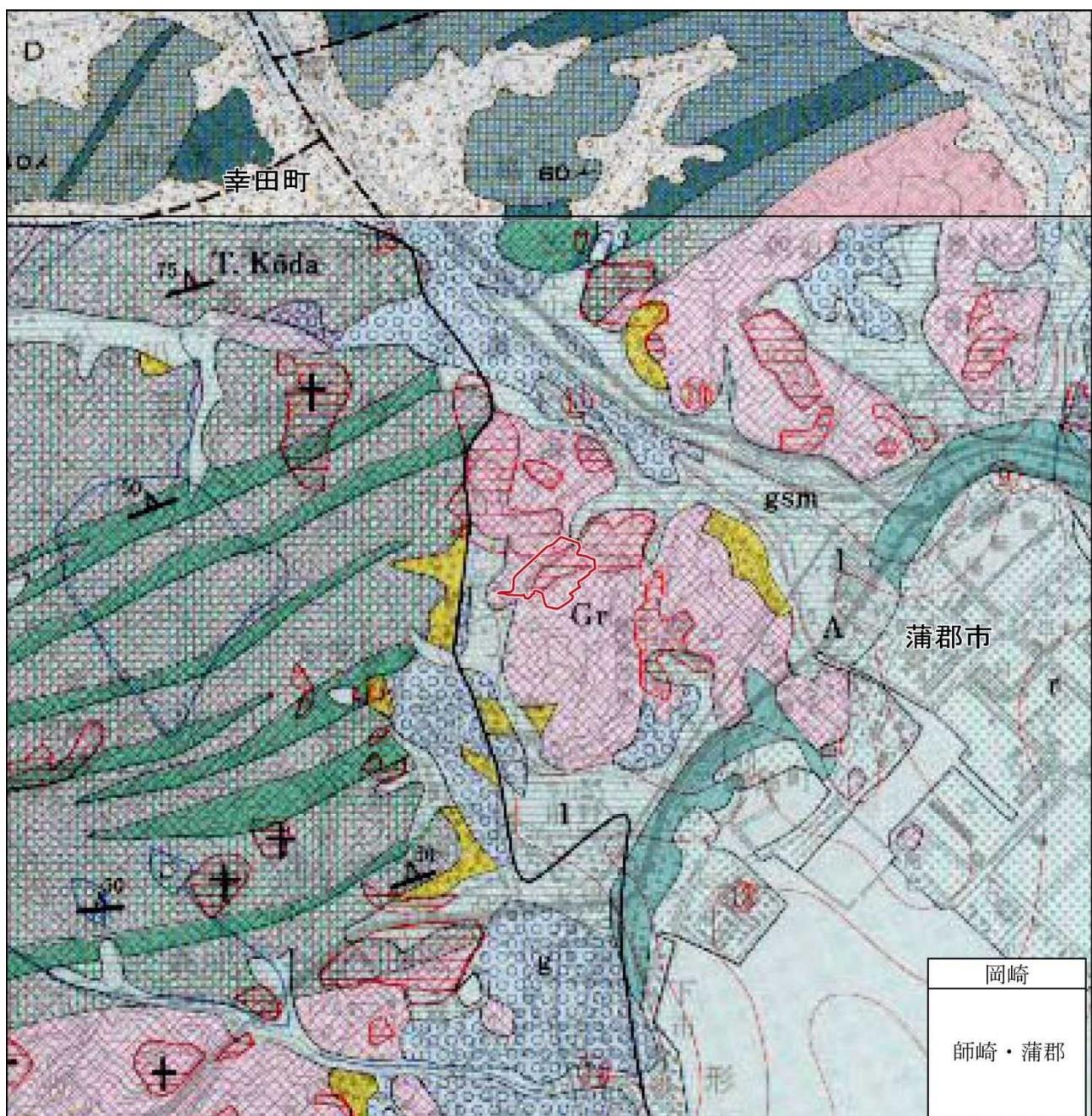
イ その他

(ア) 土地利用

土地利用の調査結果は、「3-1 (1) 3) イ (ア) 土地利用」に示したとおりである。

(イ) 地盤

計画地及びその周辺の地盤の状況は、図 3-2-2 に示すとおりである。計画地及び周辺には深成岩である花崗岩室岩、未固結堆積物である礎・砂・泥等が広がっている。そのほか、計画地東側及び西側に未固結堆積物である破屑礫が、計画地北側及び南側に未固結堆積物である礎を主とする層等が存在している。



凡 例

 計画地

岡崎	
未固結堆積物	礫がち堆積物
半固結堆積物	礫がち堆積物
深成岩	花崗岩質岩
变成岩	珪質片麻岩
Rsg	雲母片麻岩
Rmg	その他
	断層

師崎・蒲郡	
未固結堆積物	埋立地
S	gsm 磁・砂・泥
smg	砂を主とする層
	碎屑物
	砂・泥を主とし礫を伴う層
	磁を主とする層
深成岩	花崗岩質岩
变成岩	珪質片麻岩
Rsg	雲母片麻岩
Rmg	その他
	走向及び傾斜
	地下等高線
+	採石場
(○)	砂防指定地
	人為的に攢乱を受けた部分・その他
	柱状断面位置

出典：「土地分類基本調査 表層地質図（師崎・蒲郡）」
（愛知県）

「土地分類基本調査 表層地質図（岡崎）」
（愛知県）



1:30,000

0 250m 500m 1km

図 3-2-2 地盤の状況

(ウ) 人家等

人家等の調査結果は、「3-1 (1) 3) イ (イ) 人家等」に示したとおりである。

(エ) 主要な発生源

計画地周辺地域の振動に係る主要な発生源としては、工場などの施設ではなく、深溝西浦線等を通行する道路交通があげられる。

(オ) 関係法令等

a. 規制基準

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場等に係る規制基準は、表 3-2-6 に示すとおりである。計画地は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）の基準値が適用される。

表 3-2-6 工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
第1種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種低層住居専用地域		60デシベル	55デシベル
第2種中高層住居専用地域			
田園住居地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域		65デシベル	55デシベル
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域		65デシベル	60デシベル
準工業地域			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）		65デシベル	60デシベル
工業地域		70デシベル	65デシベル
工業専用地域		75デシベル	70デシベル
都市計画区域以外の地域		65デシベル	60デシベル

備考 1 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

備考 2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内～50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月）

(2) 予測

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働による影響

ア 予測項目

予測項目は、施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う振動の程度（振動レベル）とした。

イ 予測地域及び地点

予測地域は、計画地の周辺とした、また、予測地点は、敷地境界の最大となる地点とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、施設（浸出水処理設備）の稼働が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

（ア）予測手順

予測方法の手順は、図 3-2-3 に示すとおりである。振動の伝搬理論式により予測した。

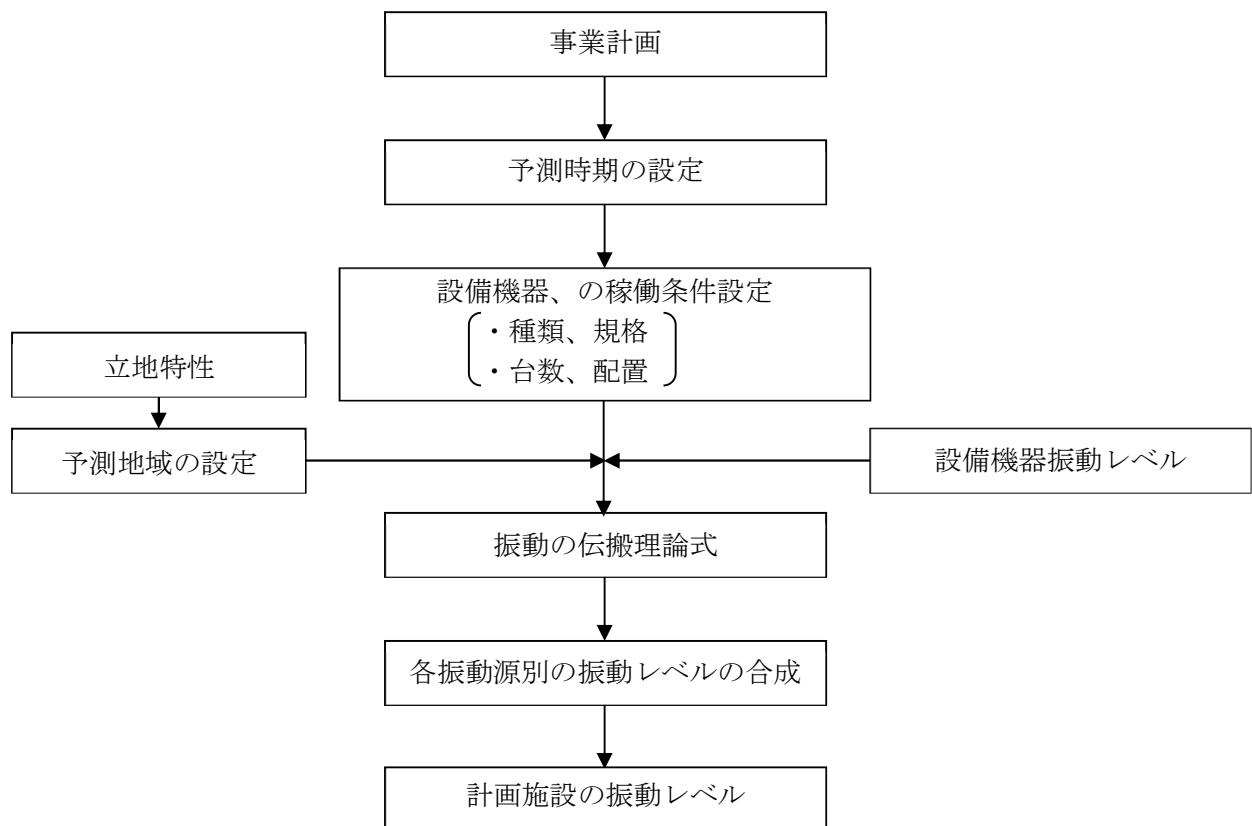


図 3-2-3 施設（浸出水処理設備）の稼働による振動の予測手順

(イ) 予測式

予測地点における振動レベルの予測式は、次のとおりである。

$$VL_i = L(r_0) - 20 \log_{10} (r/r_0)^n - 8.68\alpha (r - r_0)$$

[記号]

- VL_i : 振動源から r m離れた地点の振動レベル (デシベル)
- $L(r_0)$: 振動源から r_0 m離れた地点 (基準点) の振動レベル (デシベル)
- r : 振動源から受振点までの距離 (m)
- r_0 : 振動源から基準点までの距離 (m)
- n : 幾何減衰係数 (振動は、一般的に表面波と実態波が複合して伝播することから、表面波の幾何減衰係数 ($n=0.5$) 及び実体波の幾何減衰係数 ($n=1$) の中間の値として $n=0.75$ とした)
- α : 内部摩擦係数 (計画地は主に低地・低位段丘堆積物 (未固結堆積物) により構成されていることから、未固結地盤に対応する $\alpha=0.01$ とした)

また、振動発生源が複数個になる場合は、各発生源による振動レベルを次式により合成して求めた。

$$VL = 10 \log_{10} \left[\sum_{i=1}^n 10^{\frac{VL_i}{10}} \right]$$

[記号]

- VL_i : 受振点の合成振動レベル (デシベル)
- VL_i : 個別振動源による受振点での振動レベル (デシベル)
- n_i : 振動源の個数

(ウ) 予測条件

a. 予測時間帯

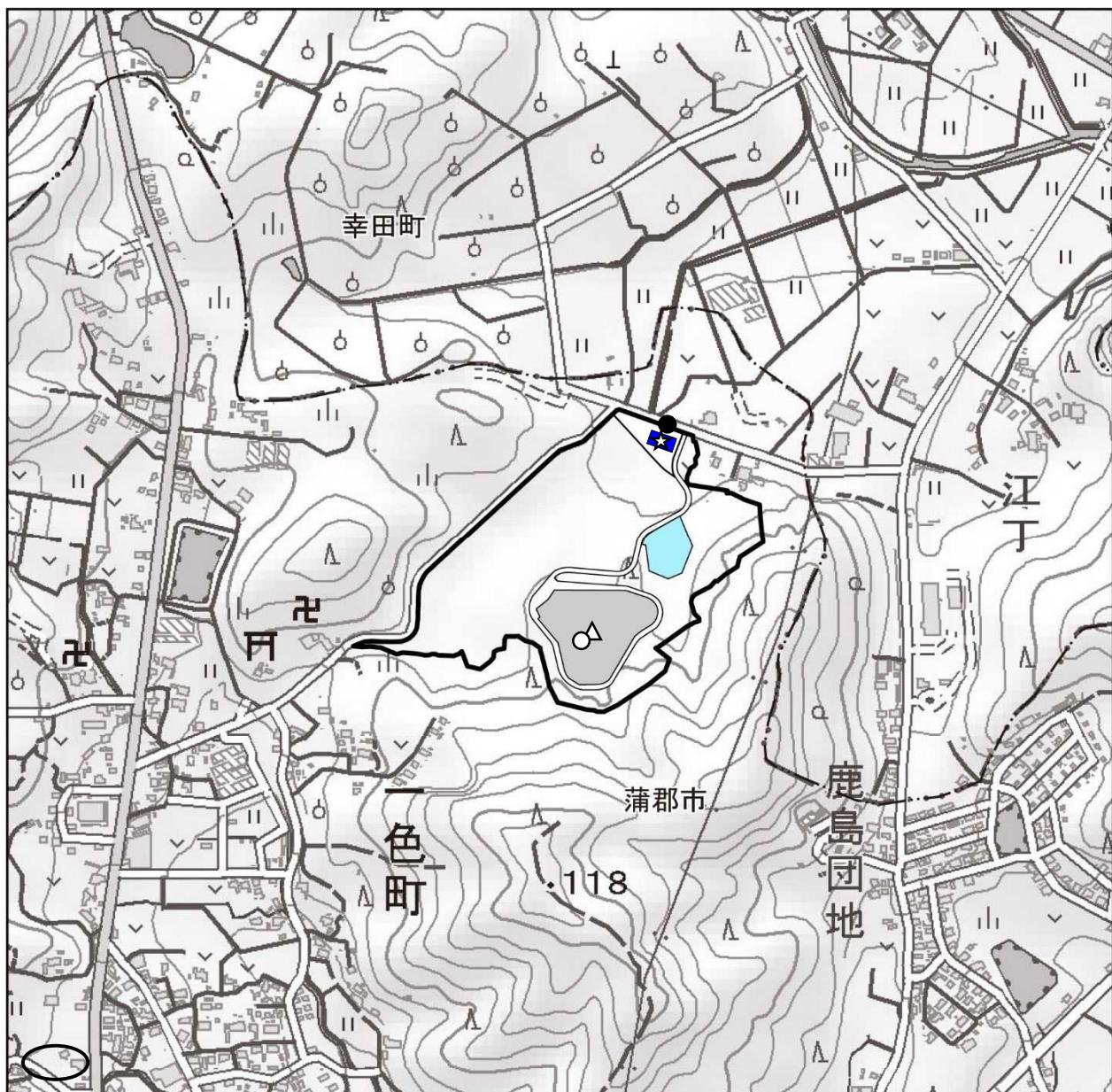
予測時間帯は、浸出水処理設備の機器の稼働する時間帯を考慮し、振動に係る規制基準の昼間の時間区分 (7時～20時) 及び夜間の時間区分 (20時～翌7時) とした。

b. 設備機器の振動源条件

設備機器の振動源条件と配置は、表 3-2-7 及び図 3-2-4、図 3-2-5 に示すとおりである。

表 3-2-7 設備機器の振動源条件

機器の種類	稼働台数(台)	振動レベル(デシベル)	備考
プロア	10	54	24時間稼働
脱水機	1	54	昼間稼働
コンプレッサー	2	55	24時間稼働



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋立地
- 防災調整池
- 浸出水処理施設
- プロア (10台)、脱水機 (1台)、コンプレッサー (2台)
- 予測地点



1:5,000

0 50 100 200m

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-2-4 振動源の配置図

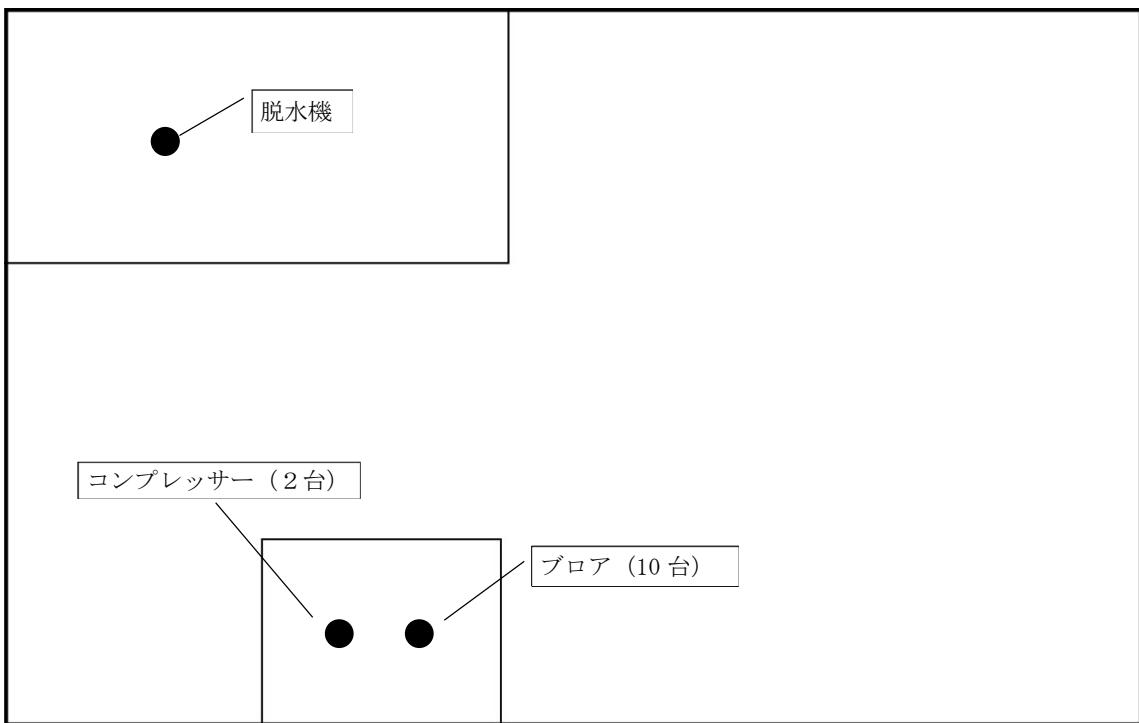


図 3-2-5 浸出水処理施設の振動源の配置図

[縮尺 1 : 2,000]

c. 振動源と予測地点の距離

振動源と予測地点の距離は、表 3-2-8 に示すとおりである。

表 3-2-8 振動源と予測地点の距離

機器の種類	予測地点との距離 (m)
プロア	21
脱水機	7
コンプレッサー	21

才 予測結果

施設（浸出水処理設備）の稼働による振動の予測結果は、表 3-2-9 に示すとおりである。

予測結果は、昼間は 45 デシベル、夜間は 43 デシベルである。したがって、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。

表 3-2-9 施設（浸出水処理設備）の稼働による振動の予測結果

単位：デシベル

	昼間	朝、夕、夜間	(参考) 規制基準 ^{注)}
予測結果	45	43	昼間：65 夜間：60

注) 時間区分は次のとおり。

昼間：午前 7 時から午後 8 時まで、夜間：午後 8 時から午前 7 時まで

(3) 影響の分析

1) 施設（浸出水処理設備）の稼働による影響

ア 影響の分析方法

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

施設（浸出水処理設備）の稼働伴う振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果について、環境保全目標として設定した表 3-2-10 に示す規制基準との整合が図られているかどうかについて評価した。

表 3-2-10 振動に係る環境保全目標

項目	環境保全目標	設定根拠
振動レベル	都市計画区域で用途地域の定められない地域 昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下	振動規制法に基づく「特定工場等に係る振動規制基準」 県民の生活環境の保全等に関する条例

イ 影響の分析結果

(ア) 影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低振動型の機器を採用し、必要に応じ防振対策等を実施する。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(イ) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

予測結果は、昼間は 45 デシベル、夜間は 43 デシベルである。したがって、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、環境保全目標を下回るものと予測する。

以上より、環境保全目標との整合が図られているものと評価する。

3-3 水質

(1) 現況把握

1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3-3-1に示すとおりである。

表 3-3-1 現況把握項目

分類	現況把握項目
水質の状況	一般項目（気温、水温、流量、外観、透視度、塩化物イオン、電気伝導度、水素イオン濃度（pH）） 生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全りん（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質量（SS） 健康項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（P C B）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン） ダイオキシン類
水象の状況	河川の流況・河川の形態、降水量
その他	水利用、主要な発生源、関係法令等

2) 現況把握方法

ア 水質の状況

水質の状況は、既存資料調査及び現地調査により把握した。

(ア) 既存資料調査

a. 調査地点

計画地周辺の公共用水域における水質の調査地点は、表 3-3-2 及び図 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-2 水質の調査地点

区分	河川名	地点名
河川	拾石川	昭和橋

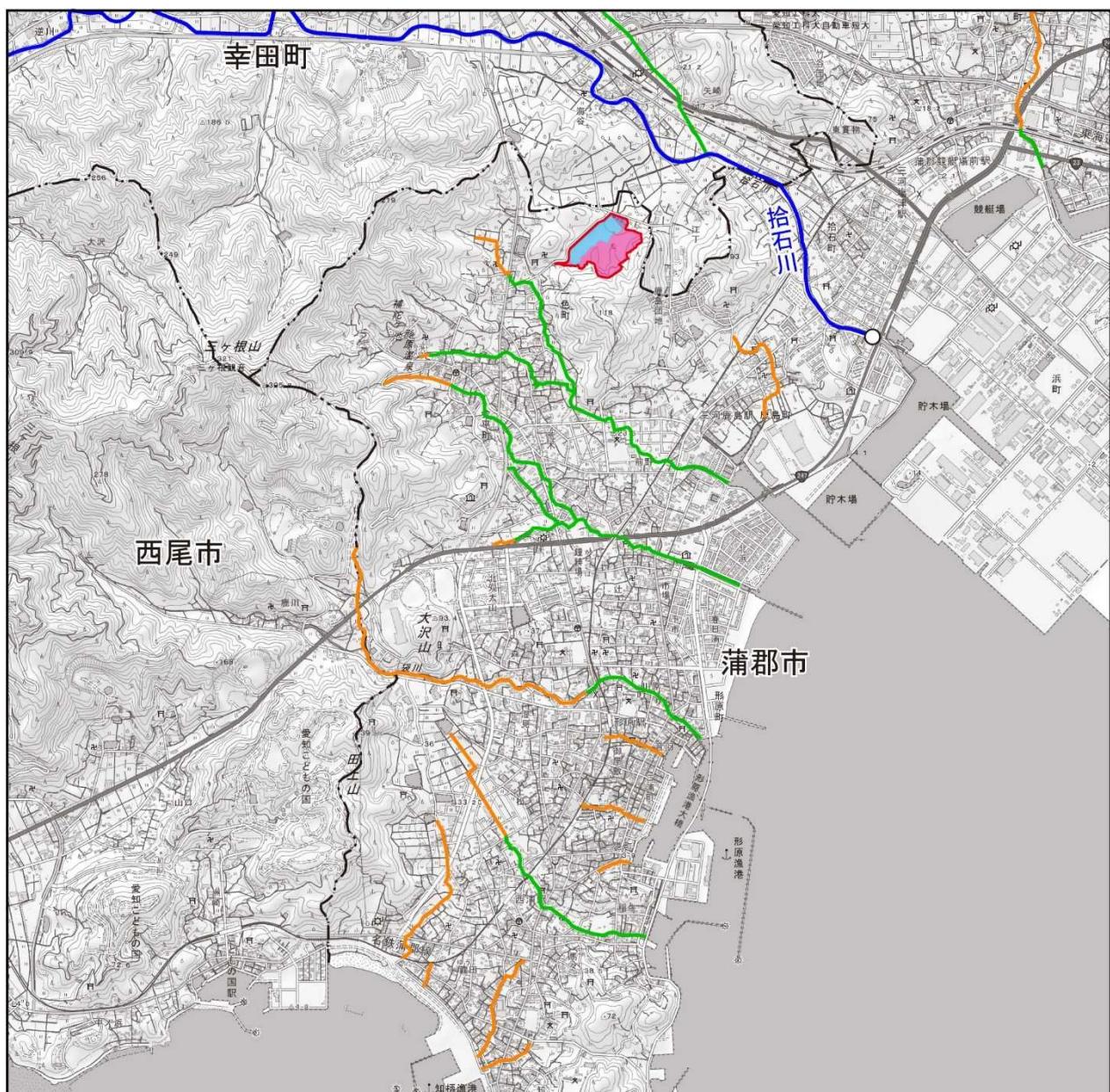
b. 調査時期

調査時期は、文献が入手可能な最新の時期（令和 6 年度）とした。

c. 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- 「令和 6 年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）

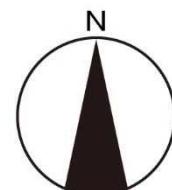


凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- 市町界
- 二級河川 — 準用河川 — 普通河川
- 公共用水域測定地点

出典：「令和6年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。



1:35,000

0 350m 700m 1.5km

図 3-3-1 水質調査地点（既存資料）

(イ) 現地調査

a. 調査地点

調査地点は、浸出水処理水の放流先河川の上流地点及び下流地点として、表 3-3-3 及び図 3-3-2 に示す地点とした。

表 3-3-3 水質調査地点

地点名		調査項目
地点 1	上流側	一般項目 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 全りん (T-P) 全窒素 (T-N) 浮遊物質量 (SS) 健康項目 ダイオキシン類
地点 2	下流側	

b. 調査時期

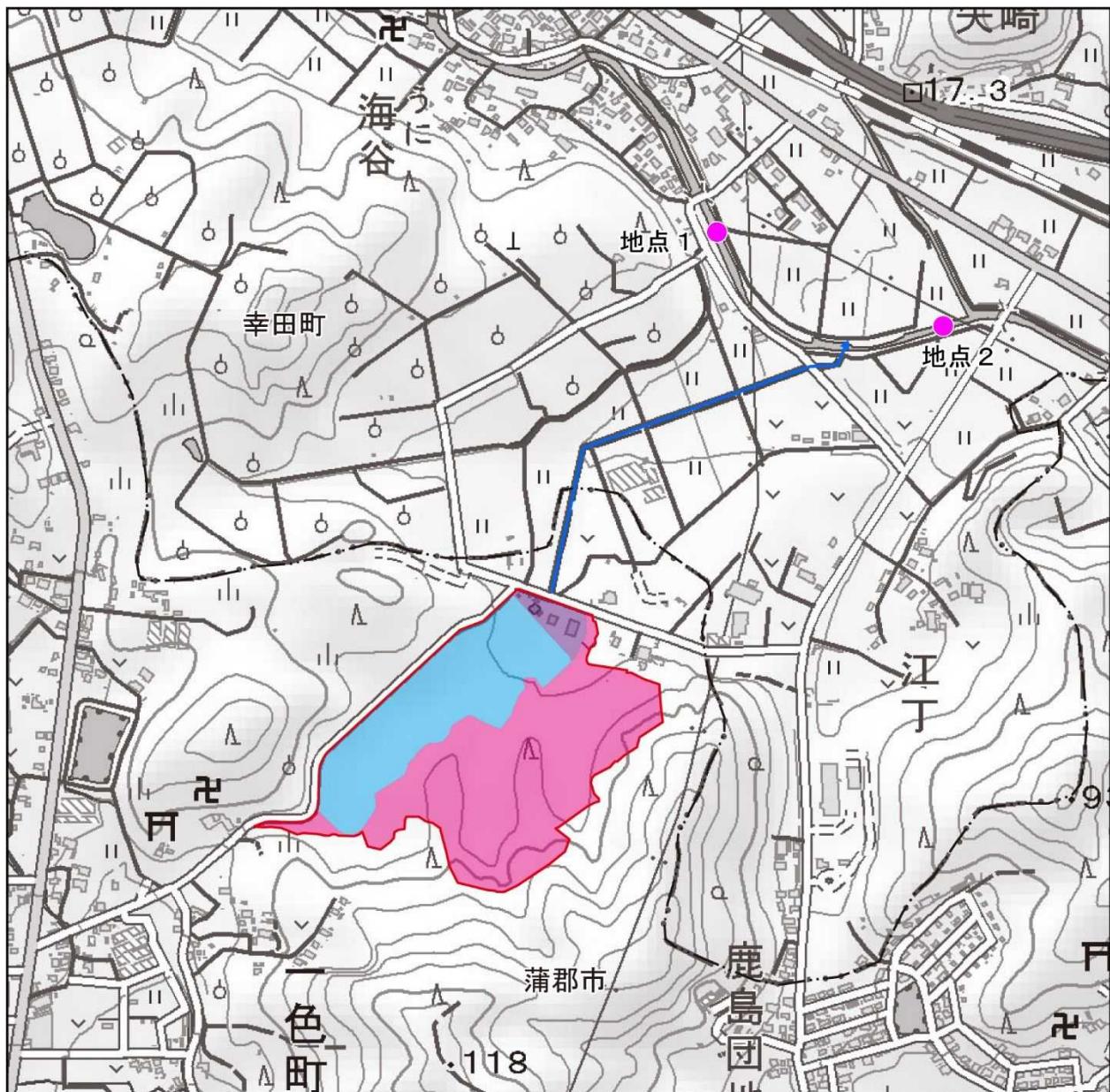
調査時期は、表 3-3-4 に示すとおりとし、2 季（健康項目、ダイオキシン類）または 4 季（左記以外）とした。

表 3-3-4 調査期間

調査項目		調査日
水質	一般項目	冬季：令和 7 年 2 月 19 日 (水) 春季：令和 7 年 4 月 22 日 (火) 夏季：令和 7 年 8 月 5 日 (火) 秋季：令和 7 年 9 月 30 日 (火)
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	
	化学的酸素要求量 (COD)	
	全りん (T-P)	
	全窒素 (T-N)	
	浮遊物質量 (SS)	冬季：令和 7 年 2 月 19 日 (水) 夏季：令和 7 年 8 月 5 日 (火)
	健康項目	
	ダイオキシン類	

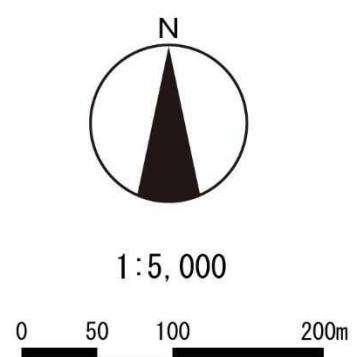
c. 調査方法

調査方法は、表 3-3-5 に示すとおりとした。



凡 例

- 計画地
- 一色不燃物最終処分場（既設処分場）範囲
- 新最終処分場範囲
- 新最終処分場及び既設処分場範囲（重複部分）
- - - 市町界
- 水質調査地点
- 排水経路



この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「蒲郡」を使用したものである。

図 3-3-2 水質調査地点

表 3-3-5 調査方法

項目	測定方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17
全りん (T-P)	JIS K 0102 46.3
全窒素 (T-N)	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6
浮遊物質量 (SS)	環告第 59 号 付表 9
カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3、 JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5、又は「環告 59」付表 1
鉛	JIS K 0102 54
六価クロム	JIS K 0102 65.2
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4
総水銀	環告第 59 号 付表 2
アルキル水銀	環告第 59 号 付表 3
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	環告第 59 号 付表 4
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	環告第 59 号 付表 5
シマジン	環告第 59 号 付表 6 第 1 又は 第 2
チオベンカルブ	環告第 59 号 付表 6 第 1 又は 第 2
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素 : JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 亜硝酸性窒素 : JIS K 0102 43.1
ふつ素	JIS K 0102 34.1、34.4 又は JIS K 0102 34.1c) に定める方法及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4
1, 4-ジオキサン	環告第 59 号 付表 8
ダイオキシン類	JIS K 0312

イ 水象の状況

水象の状況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

調査時期は、文献が入手可能な最新の時期とした。

(ウ) 調査方法

以下の既存資料を収集整理することにより把握した。

- ・「蒲郡市河川図」（蒲郡市）
- ・「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

ウ その他

その他の現況は、既存資料調査により把握した。

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺地域とした。

(イ) 調査時期

各項目における最新データを基本とした。

(ウ) 調査方法

水利用（飲用水、農業用水、漁業権）、関係法令等の既存資料を収集整理することにより把握した。

3) 現況把握の結果

ア 水質の状況

(ア) 既存資料調査

計画地周辺の公共用水域における令和6年度の水質測定結果は表 3-3-6 に示すとおりである。蒲郡市の河川には水域類型の指定はないが、河川の水質汚濁の指標として用いられる BOD の数値は、「生活環境の保全に関する環境基準」C 類型の基準（5 mg/L 以下）を達成している。

表 3-3-6 公共用水域における水質測定結果（令和6年度）

項目	測定地点名	拾石川		
		昭和橋		
		平均値	最小値	最大値
pH		7.5	7.3	7.6
DO (mg/L)		10	7.8	14.0
BOD (mg/L)		1.0	0.9	1.0
COD (mg/L)		4.2	3.7	4.5
SS (mg/L)		6	2	13
T-N (mg/L)		1.7	1.4	2.1
T-P (mg/L)		0.061	0.01	0.15

出典：「令和6年度河川水質調査測定結果」（蒲郡市）

(イ) 現地調査

水質の調査結果は、表 3-3-7(1)～(4)に示すとおりである。

調査結果は、いずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準に適合している。

表 3-3-7(1) 水質調査結果（冬季）

区分	項目	単位	調査結果		環境基準 ^{注)}
			地点1	地点2	
一般項目	気温	°C	5.0	4.9	—
	水温	°C	8.5	8.5	—
	流量	m ³ /s	0.0447	0.0476	—
	外観	—	無色透明	無色透明	—
	透視度	度	50 以上	50 以上	—
	塩化物イオン	mg/L	14	15	—
	電気伝導度	mS/m	81	78	—
	水素イオン濃度	pH	8.2	8.0	—
生物化学的酸素要求量(BOD)	BOD	mg/L	0.6	0.6	—
	COD	mg/L	2.8	3.1	—
	浮遊物質量(SS)	mg/L	3.1	2.7	—
	全りん (T-P)	mg/L	0.033	0.040	—
	全窒素 (T-N)	mg/L	1.2	1.3	—
健康項目	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/L 以下
	全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと。
	鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 mg/L 以下
	六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.02 mg/L 以下
	砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 mg/L 以下
	総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 mg/L 以下
	アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 mg/L 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1 mg/L 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 mg/L 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	1 mg/L 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 mg/L 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下
	チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/L 以下
	シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/L 以下
	セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01 mg/L 以下
その他の項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.9	1.0	10 mg/L 以下
	ふつ素	mg/L	0.11	0.09	0.8 mg/L 以下
	ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 mg/L 以下
	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 mg/L 以下

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-3-7(2) 水質調査結果（夏季）

区分	項目	単位	調査結果		環境基準
			地点1	地点2	
一般項目	気温	°C	34.5	34.0	—
	水温	°C	29.8	30.0	—
	流量	m ³ /s	0.0706	0.0778	—
	外観	—	無色透明	無色透明	—
	透視度	度	50 以上	50 以上	—
	塩化物イオン	mg/L	8.3	9.5	—
	電気伝導度	mS/m	51	45	—
	水素イオン濃度	pH	7.9	7.9	—
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.8	1.0	—	
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.2	2.6	—
	浮遊物質量(SS)	mg/L	1.7	1.7	—
	全りん (T-P)	mg/L	0.024	0.024	—
	全窒素 (T-N)	mg/L	1.0	1.1	—
健康項目	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/L 以下
	全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと。
	鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 mg/L 以下
	六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.02 mg/L 以下
	砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 mg/L 以下
	総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 mg/L 以下
	アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 mg/L 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1 mg/L 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 mg/L 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	1 mg/L 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 mg/L 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下
	チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 mg/L 以下
	シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 mg/L 以下
	セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01 mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.9	0.9	10 mg/L 以下
	ふつ素	mg/L	0.10	0.10	0.8 mg/L 以下
	ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 mg/L 以下
	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 mg/L 以下
その他 の項目	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.052	0.044	1 pg-TEQ/L 以下

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-3-7(3) 水質調査結果（春季）

区分	項目	単位	調査結果		環境基準 ^{注)}
			地点1	地点2	
一般 項目	気温	°C	22.4	22.2	—
	水温	°C	20.5	21.0	—
	流量	m ³ /s	0.0614	0.0638	—
	外観	—	無色透明	無色透明	—
	透視度	度	50以上	50以上	—
	塩化物イオン	mg/L	9.9	10	—
	電気伝導度	mS/m	73	71	—
	水素イオン濃度	pH	8.1	8.2	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.8	0.8	—
生物 化学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.3	2.2	—
	浮遊物質量(SS)	mg/L	1.6	1.3	—
	全りん (T-P)	mg/L	0.026	0.024	—
	全窒素 (T-N)	mg/L	1.1	1.1	—

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

表 3-3-7(4) 水質調査結果（秋季）

区分	項目	単位	調査結果		環境基準 ^{注)}
			地点1	地点2	
一般 項目	気温	°C	26.5	24.2	—
	水温	°C	24.6	24.0	—
	流量	m ³ /s	0.0890	0.0953	—
	外観	—	無色透明	無色透明	—
	透視度	度	50以上	50以上	—
	塩化物イオン	mg/L	10	10	—
	電気伝導度	mS/m	25	27	—
	水素イオン濃度	pH	7.5	7.7	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	0.6	—
生物 化学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.6	2.8	—
	浮遊物質量(SS)	mg/L	1.8	1.9	—
	全りん (T-P)	mg/L	0.050	0.048	—
	全窒素 (T-N)	mg/L	1.6	1.6	—

注) 計画地北東側を流れる拾石川は、生活環境項目の水域類型の指定はない。

イ 水象の状況

(ア) 河川の流況・河川の形態

計画地周辺の河川の流況及び形態は図 3-3-1 に示すとおりである。計画地の北東側には拾石川が流れている。

(イ) 降水量

蒲郡地域気象観測所における令和2年～令和6年の降水量は表 3-3-8 に示すとおりである。

表 3-3-8 蒲郡地域気象観測所における降水量（令和2年～令和6年）

項目 年次	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
令和2年	1,901.0	109.0	42.0	21.5
令和3年	2,105.0	171.0	53.0	19.5
令和4年	1,708.5	139.0	48.0]	21.0]
令和5年	2,003.0	341.5	48.5	16.0
令和6年	1,916.0	110.5	46.0	18.5
1月	25.5	12.5	4.0	1.0
2月	114.5	33.0	7.5	3.0
3月	182.0	45.0	12.0	5.5
4月	148.0	48.0	12.0	8.0
5月	275.5	64.5	18.5	5.5
6月	265.5	78.5	19.0	6.0
7月	99.5	24.5	13.0	12.0
8月	346.0	110.5	46.0	18.5
9月	80.0	19.0	14.0	8.5
10月	246.0	80.5	27.5	10.5
11月	133.5	63.0	40.0	15.0
12月	0.0	0.0	0.0	0.0

注)「」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

出典：「各種データ資料 過去の気象データ検索（蒲郡）」（気象庁）

ウ その他

(ア) 水利用

a. 飲用水

計画地からの排水が流入する拾石川は、水道用水として利用されていない。

b. 農業用水

計画地からの排水が流入する拾石川は、農業用水として利用されている。

c. 漁業権

計画地からの排水が流入する拾石川は、漁業権が設定されていない。また、拾石川は漁業権が設定されていない海域に合流する。

(イ) 主要な発生源

計画地周辺地域には、特に水質に係る発生源は存在しない。

(ウ) 関係法令等

a. 環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する河川の環境基準（生活環境項目）が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-3-9 に示すとおりであり、全公共用水域に対して適用される。

生活環境の保全に関する河川の環境基準（河川（湖沼を除く。））は、表 3-3-10(1)、(2) に示すとおりであり、類型指定された水域に対して適用される。蒲郡市の河川には水域類型の指定はない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質等に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-3-11 に示すとおりである。

表 3-3-9 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-3-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（ア 生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと。	2 mg/L以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-3-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（イ 水生生物保全項目）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）

表 3-3-11 ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

b. 規制基準

(a) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」では、特定施設を設置する工場または事業場から排水される水に対して全国一律の排水基準を定めている。「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する特定事業場の排水基準は、表 3-3-12(1)、(2)に示すとおりである。なお、対象事業においては、特定施設を設置する計画がないことから同法の排水基準は適用されない。

表 3-3-12(1) 一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

表 3-3-12(2) 一律排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L
	(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L
	(日間平均120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L
	(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L
	(日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L
	(日間平均8mg/L)

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 総理府令第 35 号）

(b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」において、廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、10pg-TEQ/L と定められている。

(c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」が定められている。同省令に定める放流水の排水基準は、表 3-3-13 に示すとおりである。

本事業は一般廃棄物最終処分場であり、公共用水域（拾石川）に放流するため、同省令に定める排水基準の適用を受ける。

表 3-3-13 放流水の水質基準

項目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る。)	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアノ化合物	1リットルにつきシアノ1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロパン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつき、当分の間、ほう素50ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	1リットルにつき、ふつ素15ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質量	1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌数	1ミリリットルにつき日間平均800CFU以下
窒素含有量	1リットルにつき120(日間平均60)ミリグラム以下
燐含有量	1リットルにつき16(日間平均8)ミリグラム以下

出典:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号)

(2) 予測

1) 浸出水処理設備からの処理水の放流による影響

ア 予測項目

予測項目は、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化の程度とした。

イ 予測地点

予測地点は、浸出水処理水の放流先河川（拾石川）とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、浸出水処理設備の稼働が定常的な状態となる時期とした。

エ 予測方法

予測方法は、本事業の内容（施設計画）及び現況調査結果を踏まえた定性的な方法とした。

オ 予測結果

浸出水処理設備では、適正な維持管理により、排水の水質を計画処理水質以下に管理し放流する計画であり、また、浸出水処理設備からの処理水の放流量（ $110\text{m}^3/\text{日}$ （新最終処分場分 $45\text{ m}^3/\text{日}$ 、既設最終処分場分 $65\text{ m}^3/\text{日}$ の合計））に比べて、放流先河川である拾石川の流量（現地調査結果の最小流量： $0.031\text{m}^3/\text{s}=2,678\text{m}^3/\text{日}$ ）は十分に大きいため、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化は極めて小さいと予測する。

(3) 影響の分析

1) 浸出水処理設備からの処理水の放流による影響

ア 影響の分析方法

（ア）影響の回避または低減に係る分析

浸出水処理設備からの処理水の放流による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

イ 影響の分析結果

（ア）影響の回避または低減に係る分析

本事業では、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・ 浸出水処理設備の適正な維持管理を行う。
- ・ 定期的に処理水のモニタリングを行う。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

第4章 総合的な評価

4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

本事業では浸出水を処理している清幸園の廃止後も、継続的に浸出水処理を行うことを目的とし、既設最終処分場の浸出水処理施設等を解体し、既設最終処分場と新最終処分場からの浸出水を処理可能な浸出水処理施設の一体での整備を進めている。

計画地は、愛知県蒲郡市一色町下手張10番地1に位置する。

また、計画地の北西側は拾石川が流れており、西側は深溝西浦線が南北に走っている。

第2章「生活環境影響調査項目の選定」に基づき選定した項目について、生活環境影響調査を行った結果を、以下に示す。

本事業による周辺環境への影響は、環境保全対策を確実に実施することによりすべての項目において回避または低減され、環境保全上の目標を満足するものと考える。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した一般廃棄物最終処分場の整備事業であると評価する。

(1) 騒音

現況把握	
計画地内5地点において、環境騒音の調査を1日間実施した結果、等価騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間で44~52デシベル、夜間で42~47デシベルであった。時間率騒音レベル(L_{A5})については、朝で31~56デシベル、昼間で31~54デシベル、夕で34~55デシベル、夜間で31~50デシベルであった。	
予測	
①施設(浸出水処理設備)の稼働 施設(浸出水処理設備)の稼働による騒音については、昼間は33デシベル、夜間は16デシベルとなり、昼間及び朝、昼、夜間の敷地境界における騒音レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。	
影響の分析	
①施設(浸出水処理設備)の稼働 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。	

(2) 振動

現況把握	
計画地内5地点において、環境振動の調査を1日間実施した結果、昼間は10~24デシベル、夜間は9~13デシベルであり、人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値55デシベル)を下回っていた。	
予測	
①施設(浸出水処理設備)の稼働 施設(浸出水処理設備)の稼働及び埋立作業による振動については、昼間は45デシベル、43デシベルとなり、昼間及び夜間の敷地境界における振動レベルの最大値は、規制基準値を下回るものと予測する。	
影響の分析	
①施設(浸出水処理設備)の稼働 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。さらに、環境保全目標を満足することから環境保全目標との整合が図られているものと評価する。	

(3) 水質

現況把握	
浸出水処理水の放流先河川の上流及び下流の2地点において、水質の調査を冬季、春季、夏季及び秋季に各1回実施した結果、いずれの季節においても、基準のある項目について、すべての項目で環境基準に適合していた。	
予測	
①浸出水処理設備からの処理水の放流 浸出水処理設備からの処理水の放流による水質については、適正な維持管理により、排水の水質を計画処理水質以下に管理し放流する計画であり、また、浸出水処理設備からの処理水の放流量(110m ³ /日(新最終処分場分45m ³ /日、既設最終処分場分65m ³ /日の合計))に比べて、放流先河川である拾石川の流量(現地調査結果の最小流量:0.031m ³ /s=2,678m ³ /日)は十分に大きいため、浸出水処理水の放流による河川の水質の変化は極めて小さいと予測する。	
影響の分析	
①浸出水処理設備からの処理水の放流 環境保全のための措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	

4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4-2-1に示すとおりである。

表 4-2-1 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

項目	内容
騒音	・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用し、屋内に設置する。
振動	・浸出水処理設備の設備機器は、可能な限り低振動型の機器を採用し、必要に応じ防振対策等を実施する。
水質	—

4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容は、表 4-3-1に示すとおりである。

表 4-3-1 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

項目	内容
騒音	—
振動	—
水質	・浸出水処理設備の適正な維持管理を行う。 ・定期的に処理水のモニタリングを行う。